

新監査公表第6号

平成 29 年度包括外部監査の結果に基づく措置について、新潟市長から通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により以下のとおり公表します。

令和元年 12 月 6 日

新潟市監査委員 高井 昭一郎  
 同 伊藤 秀夫  
 同 風間 ルミ子  
 同 竹内 功

平成 29 年度包括外部監査  
 「市税の賦課徴収に係る財務事務の執行および管理の状況について」

新潟市長が講じた措置

監査結果 報告書 の頁	担当 部署	指摘事項等	措置内容等	
			(平成 30 年度)	(令和元年度)
全体	税務 組織	平成 29 年度包括外部監査結果 指摘事項 39 件 意見 23 件	<p>税務組織として、包括外部監査における指摘・意見について、全体的な対応方針を定め、改善に取り組んでまいります。</p> <p>○対応方針 1 業務遂行状況の報告など、管理職が確認できるルールづくりを進め、組織的な管理体制を構築していきます。</p> <p>○対応方針 2 新規事業者の把握方法の検討、調査手法の見直し、システムデータの活用など、適正課税のための取り組みを進めていきます。</p> <p>○対応方針 3 税務組織の連携を強化し、相互支援体制や組織的な研修体制づくりに取り組むとともに、組織の再構築も検討していきます。</p> <p>なお、個別の指摘・意見についての措置内容は以下のとおりです。</p>	

28	市民税 課 資産税 課 納税課	<p><b>指摘事項 No.1</b>  <b>II 各市税</b>  <b>1 各市税共通の個別検出事項</b>  <b>「新潟市業務手順書」の定期的な見直し</b></p> <p>市民税課、資産税課及び納税課においては「新潟市業務手順書」に基づいて業務が行われているが、市税に関する「新潟市業務手順書」は平成 24 年度から見直しが行われておらず、実際に行われている業務手順との不一致や、重要な業務手順の記載漏れが散見される。定期的に見直しを行い、改善していくことが必要である。</p>	<p>平成 29 年度は、業務手順書より、より実務に則した「事務の手引き」の見直しに着手しました。平成 30 年度以降は、それを基に「新潟市業務手順書」の改定も含め、引き続き、更新・整備等に取り組んでまいります。</p> <p>(対応方針 1)</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>平成 31 年 4 月に組織改編に伴い必要な見直しを行いました。引き続き、業務手順書の更新・整備等の取組みを継続して進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
----	-----------------------------	---	--	---

28	市民税課 資産税課 納税課	<p><b>指摘事項 No.2</b>  <b>Ⅱ 各市税</b>  <b>1 各市税共通の個別検出事項</b>  <b>上席者によるレビューの実施</b></p> <p>市税の更正や決定など、税額の確定といった事項に関しては、管理者による書類のレビュー及び決裁が行われているが、申告書の回収や調査などの重要な業務が、担当者により適切に実施されているか否かについて上席者がコントロールする運用にはなっていない。重要な業務については、担当者は業務の経過を適切に文書化し、それを上席者がレビューする体制を構築することが必要である。また、上席者によるレビューは業務手順に織り込み、ルールとして明確に定めるべきである。</p>	<p>スケジュール、進捗状況、最終結果など、業務の全体像が見える化し、適時に上席者に報告を行うルールを定めるなど、上席者が当該業務の進捗を把握、コントロールできる体制を構築いたします。 (対応方針1)</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>(市民税課)  現在、業務単位での見直しを進めており、今年度中に上席者が当該業務のスケジュール、進捗状況を把握し、コントロールできる体制を構築いたします。  <b>【方針決定】</b></p> <p>(資産税課)  平成30年度、償却資産の申告書について、未提出者の洗い出し及び現地調査を内容確認後に実施、その結果の更正状況についても上席者への文書による報告、確認を行う体制を整えました。  <b>【措置済み】</b></p> <p>(納税課)  平成31年4月に滞納年数により担当者を定めるなど組織体制を見直し、上席者が当該業務のスケジュール、進捗状況を把握し、コントロールできる体制を構築しました。  <b>【方針決定】</b></p>
29	税制課	<p><b>意見 No.1</b>  <b>Ⅱ 各市税</b>  <b>1 各市税共通の個別検出事項</b>  <b>過料の取扱い</b></p> <p>条例に定める過料の実行性を担保するために、具体的にどのような場合に過料を科すのか判断指針を作成することが望ましい。</p>	<p>平成30年度は、過料を科す場合の具体的な運用について、他市の事例等を調査・研究いたします。 (対応方針1)</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>過料を科す具体的な指針策定のためには、不申告に至った経過や、悪質性、常習性など様々なケースを想定した整理が必要であるとともに、他の罰則との区別などの課題を解決する必要があります。これらの課題をふまえて他都市の状況も確認しましたが、慎重な議論が必要であることから、現時点では、個々のケースの悪質性や常習性などの観点から個別に判断していきたいと考えています。ただ、過料の実効性を担保することは重要であると考えておりますので、引き続き課題解決のための検討を進めてまいります。  <b>【方針決定】</b></p>
38	市民税課	<p><b>指摘事項 No.3</b>  <b>Ⅱ 各市税</b>  <b>2 個人市民税</b>  <b>給与支払報告書未提出事業主の把握</b></p> <p>給与支払報告書の未提出事業所や住所違い等の理由により用紙が返戻されてきた事業所に対しては、担当者が催告や調査を行っている</p>	<p>平成30年度中に、給与支払報告書未提出事業所の把握のための催告や調査の実施など、業務の全体像が見える化</p>	<p>平成30年度中に体制の構築を行いました。  令和元年9月に給与支払報告書の未提出事業所や給与支払報告書</p>

38	市民税課	<p>ものの、その経過や顛末について上席者がモニタリングを行っていない。個人市民税の課税漏れのリスクを回避するため、上席者は担当者が実施した手続が十分かどうかという観点からモニタリングすべきである。</p> <p><b>指摘事項 No.4</b>  <b>Ⅱ 各市税</b>  <b>2 個人市民税</b>  <b>新規事業所の把握</b></p> <p>給与支払報告書の総括表の用紙の送付先は、前年度に給与支払報告書の提出実績があった事業所のみであり、新規事業所などは送付対象となっていない。法人市民税の担当部署から新規事業所に関する情報を入手し、当該事業所に対して給与支払報告書の用紙を送付するなどの対応を行うべきである。</p>	<p>し、適時に上席者に報告を行うルールを定めるなど、上席者が業務の進捗状況を把握、コントロールできる体制を構築いたします。  (対応方針1)</p> <p>【検討中】</p> <p>平成30年12月より、法人市民税の担当部署から新規事業所に関する情報を入手し、当該事業所へ給与支払報告書の総括表を送付いたします。  (対応方針2)</p> <p>【検討中】</p>	<p>総括表が返戻されてきた事業所への催告や調査の経過や顛末を適時に上席者に報告を行うルールをマニュアルに決めました。  【措置済み】</p> <p>平成30年12月より、法人市民税の担当部署から新規事業所に関する情報を入手し、当該事業所へ給与支払報告書総括表を送付いたしました。  【措置済み】</p>
39	市民税課	<p><b>指摘事項 No.5</b>  <b>Ⅱ 各市税</b>  <b>2 個人市民税</b>  <b>住所登録地照会に関する手続の記録</b></p> <p>新潟市に住民登録は行われていないが、新潟市に生活の本拠を持つ住民に対して、住所登録地を照会し、新潟市で課税する旨の通知を送付しているが、これらの手続の経過が記録として残っておらず、上席者によるレビューも行われていない。  課税を適切に行う観点から、手続の経過を記録し、十分な手続を実施したか否かという観点から上席者がレビューすることをルール化すべきである</p>	<p>住民登録地照会について、平成30年度中に手続きの全体の流れを見える化し、適時に上席者に報告を行うルールを定めるなど、上席者が業務の進捗状況を把握、コントロールできる体制を構築いたします。  (対応方針1)</p> <p>【検討中】</p>	<p>住民登録地照会業務が従来の書面通知による照会からマイナンバーを利用したシステム照会へ徐々に移行してきました。  平成30年度は手続きの見える化に向けた各税務センターの手順確認を実施しました。  平成31年4月に組織改編され、上席者の人数や位置づけが変わったため、新たな組織にあわせたルールの見直しが必要になりました。  令和元年度中に、このシステム照会にも対応したルール作りを構築いたします。  【方針決定】</p>
39	市民税課	<p><b>指摘事項 No.6</b>  <b>Ⅱ 各市税</b>  <b>2 個人市民税</b>  <b>「チェックリスト」の追跡調査のルールの統一</b></p> <p>「チェックリスト」の追跡調査に関して明確なルールがなく、市民税課の各係によって、追跡調査の結果の記録の残し方や、ダブルチェックの要否などについて様々な運用が行われている。  新潟市として業務品質を均質化するため、「チェックリスト」に関して統一したルールを定め、これに従って適切に運用することが必要である。</p>	<p>「チェックリスト」の追跡調査に関して、平成30年度中に作業チームを発足し、ルールの見直しと統一を行うことにより、適切に運用してまいります。  (対応方針1)</p> <p>【検討中】</p>	<p>平成30年度にルール統一に向けた各税務センターの手順等の確認を行いました。  平成31年4月に組織改編されたため、新たな組織にあわせたルールの見直しが必要になりました。  令和元年度中に、新ルールを策定し、適切に運用できるよう進めてまいります。  【方針決定】</p>

41	市民税課	<p><b>指摘事項 No.7</b>  <b>Ⅱ 各市税</b>  <b>2 個人市民税</b>  <b>「チェックリスト」の追跡調査の徹底</b></p> <p>「チェックリスト」の追跡調査の証跡が残されていないものが2件発見された。「チェックリスト」が適切に追跡調査されないと課税誤り等につながるリスクがあるため、「チェックリスト」の追跡調査を徹底することが必要である。</p>	<p>平成30年度中にマニュアルの見直しを行い、追跡調査を徹底してまいります。  (対応方針1)</p> <p style="text-align: right;"><b>【検討中】</b></p>	<p>平成30年度にルール統一に向けた各税務センターのマニュアルの確認を行いました。  平成31年4月に組織改編されたため、追跡調査の徹底までできていない状況です。  今年度中に新たな組織での統一ルール策定を進め、追跡調査を徹底してまいります。</p> <p style="text-align: right;"><b>【方針決定】</b></p>
42	市民税課	<p><b>指摘事項 No.9</b>  <b>Ⅱ 各市税</b>  <b>2 個人市民税</b>  <b>パンチ業者からの納品状況の確認</b></p> <p>新潟市は、申告書や給与支払報告書等のパンチ入力を外部業者に委託しているが、新潟市のパンチ依頼枚数のカウントはページ数により行われている一方、パンチ業者の納品枚数のカウントは枚数により行われており、入力帳票の両面に記載がある場合には、依頼枚数と納品枚数に差異が発生する。新潟市とパンチ業者で入力帳票のカウント方法が異なると、お互いに不便であるとともに、パンチ漏れなどが発生しても発見できないリスクもある。新潟市とパンチ業者のカウント方法をページ数か枚数のいずれかに統一することが必要である。</p>	<p>平成30年分の申告書から、新潟市とパンチ業者のカウント方法を統一いたします。  (対応方針1)</p> <p style="text-align: right;"><b>【検討中】</b></p>	<p>平成30年分の申告書については、カウント方法の検証や検討までしか行えませんでした。  令和元年分の申告書から、入力帳票の表面と裏面で1件とするパンチ業者のカウント方法にルールを統一します。</p> <p style="text-align: right;"><b>【方針決定】</b></p>
43	市民税課	<p><b>意見 No.2</b>  <b>Ⅱ 各市税</b>  <b>2 個人市民税</b>  <b>パンチ業者によるパンチ入力ミスの集計</b></p> <p>新潟市では、パンチ業者の入力ミスが発見された場合においても、入力ミスの発生件数の集計や発生内容の記録は行われていない。パンチ業者の入力ミスの発生件数や発生内容の記録を行い、パンチ業者の業務品質の向上や今後の入札に当たり活用することが望まれる。</p>	<p>平成30年分の申告書から、入力ミスの発生件数や発生内容の記録を開始し、パンチ業者の業務品質の向上などに活用してまいります。  (対応方針1)</p> <p style="text-align: right;"><b>【検討中】</b></p>	<p>平成30年分の申告書から、入力ミスの発生件数や発生内容の記録を開始しました。</p> <p style="text-align: right;"><b>【措置済み】</b></p>
44	市民税課	<p><b>指摘事項 No.10</b>  <b>Ⅱ 各市税</b>  <b>2 個人市民税</b>  <b>未申告者に対する対応状況</b></p> <p>担当者は、未申告者の調査の結果及び催告の経過を十分に記録し、</p>	<p>平成30年度中に、未申告者の調査結果と催告の事務処理</p>	<p>平成30年度にルール統一に向けた各税務センターの手順等の確</p>

44	市民税課	<p>これを上席者がレビューすることをルールとして定め、適切に運用することが必要である。</p> <p><b>意見 No.4</b>  <b>II 各市税</b>  <b>2 個人市民税</b>  <b>未申告者に対する対応状況</b>  効果的な未申告調査を効率的に実施するため、調査の繰越や打切の基準をルールとして定めることが望まれる。</p>	<p>の流れを見える化し、適時に上席者に報告を行うルールを定めるなど、上席者が業務の進捗状況を把握、コントロールできる体制を構築いたします。  (対応方針1)</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p> <p>平成30年度中に、未申告者の調査の繰越や打切のルールを構築いたします。  (対応方針1)</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>認を行いました。  平成31年4月に組織改編され、上席者の人数や位置づけが変わりました。  令和元年度中に、新たな組織での統一ルール策定を進め、上席者が進捗状況を把握、コントロールできる体制を構築してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p> <p>平成30年度にルール統一に向けた各税務センターの手順等の確認を行いました。  平成31年4月に組織改編されたため、令和元年度中に、新たな組織での統一ルール策定を構築してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
50	市民税課	<p><b>指摘事項 No.11</b>  <b>II 各市税</b>  <b>3 法人市民税</b>  <b>新規に課税客体となる可能性のある法人の調査手続</b></p> <p>新潟市は新規に課税客体となる可能性のある法人に対して調査を行っているが、調査の経過を上席者がレビューしていない。担当者は調査手続の経過を十分に記録し、それを上席者がレビューすることをルールとして定めるべきである。</p>	<p>平成30年度中に、新規に課税客体となる可能性のある法人の調査について、手続の流れを見える化し、適時に上席者に報告を行うルールを定めるなど、上席者が業務の進捗状況を把握、コントロールできる体制を構築いたします。  (対応方針1)</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>平成31年4月に、新規に課税客体となる可能性のある法人の調査について、上席者に報告するルールを業務手順書に決めました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
50	市民税課	<p><b>意見 No.5</b>  <b>II 各市税</b>  <b>3 法人市民税</b>  <b>新規に課税客体となる可能性のある法人の調査手続の文書化</b></p> <p>新規に課税客体となる可能性のある法人の調査手続において、担当者は、調査手続の経過を、印刷した新規事業所等の開設データ等の余白に記載するという方法によりまとめているが、担当者の引継ぎや調査手法の改善などの観点からは、台帳に登録されていない事業所等を抽出し、調査の状況や顛末をまとめたリストを調査報告書として別途作成することが望まれる。</p>	<p>担当者の引継ぎや調査手法の改善に役立てるため、台帳に登録されていない事業所に関して、平成30年度中に、調査の状況や顛末をまとめた調査報告書を作成いたします。  (対応方針1)</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>平成31年4月に、新規に課税客体となる可能性のある法人の調査手続の文書化について、新たに調査報告書を作成しました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
51	市民税課	<p><b>意見 No.6</b>  <b>II 各市税</b>  <b>3 法人市民税</b>  <b>新規に課税客体となる可能性のある法人の調査手法</b></p> <p>新規に課税客体となる可能性のある法人の調査において、理容業、</p>	<p>平成30年度中に、新規に課税客体となる可能性のある法</p>	<p>平成31年4月に、新規に課税</p>

56	市民税課	<p>医療業、飲食業の調査に偏っている。多店舗展開を行っているような小売業の申告漏れも摘発できるよう、商業施設への入居テナントや求人情報などをもとにした調査を行うなど、様々な業種が調査対象となるよう調査手法を工夫することが望まれる。</p> <p><b>指摘事項 No.12</b>  <b>Ⅱ 各市税</b>  <b>4 事業所税</b>  <b>申告書等の送付及び回収</b>  <b>手続</b></p> <p>新潟市は、前年度に事業所税の申告実績のある納税者などに対して事業所税の申告書様式一式を送付し、納税者による申告を促している。申告書様式の送付及び回収は「申告書等送付先リスト」により管理しているが、申告書未回収先について、どのような手続を実施したのか十分な記載が行われていない。申告書をタイムリーに回収できない事業所については、担当者が実施した手続を「申告書送付先リスト」又はその他の書類に十分に記載し、上席者は新潟市として十分な手続を実施できているかレビューすべきである。</p>	<p>人の調査において、多店舗展開を行っているような小売業の申告漏れも摘発できるよう、商業団体等への調査等、新たな調査手法を検討いたします。  (対応方針1、2)</p> <p>【検討中】</p> <p>平成30年度中に、事業所税申告書の未回収先の調査状況について、事務処理の流れを見える化し、適時に上席者に報告するルールを定めるほか、新規に調査報告書を作成するなど、上席者が業務の進捗状況を把握、コントロールできる体制を構築いたします。  (対応方針1)</p> <p>【検討中】</p>	<p>査について、ハローワークの求人情報から新規課税客体を調査する手法を業務手順書に追加しました。</p> <p>【措置済み】</p> <p>平成31年4月に、事業所税申告書の未回収先の調査について、新たに調査報告書を作成し、上席者に報告するルールをマニュアルに決めました。</p> <p>【措置済み】</p>
56	市民税課	<p><b>指摘事項 No.13</b>  <b>Ⅱ 各市税</b>  <b>4 事業所税</b>  <b>新規に課税客体となる可能性のある法人・個人の調査</b></p> <p>新潟市は、新規に事業所税の課税客体となる可能性のある法人・個人の有無を調査するため、固定資産税データより家屋の合計延床面積が800㎡超であるもの、法人市民税データより均等割人数が80人を超えるものを「事業所税申告対象要確認法人リスト」としてリストアップし、既に事業所税の申告義務者としてシステムに登録されているかどうか、また仮に登録されていない場合は、申告義務者として登録する必要があるかどうかという観点から調査を行い、調査の経過や結果を「事業所税申告対象要確認法人リスト」の余白に記載している。しかしながら、調査の経過や結果については、「事業所税申告対象要確認法人リスト」の余白に、担当者がわかる程度の記載しか行われていない。事業所税の課税漏れを防止するため、担当者は新規に課税客体となる可能性のある法人</p>	<p>新規に事業所税の課税客体となる可能性のある法人・個人の調査について、平成30年度中に、業務の流れを見える化し、適時に上席者に報告を行うルールを定めるなど、上席者が業務の進捗状況を把握、コントロールできる体制を構築いたします。  (対応方針1)</p> <p>【検討中】</p>	<p>平成31年4月に、新規に事業所税の課税客体となる可能性のある法人・個人の調査について、新たに調査報告書を作成し、上席者に報告するルールを業務手順書に決めました。</p> <p>【措置済み】</p>

65	資産評価課	<p>の調査手続の経過及び結果を十分に記録し、上席者は、十分な手続が実施されているかという観点からレビューするべきである。</p> <p><b>指摘事項 No.14</b>  <b>Ⅱ 各市税</b>  <b>5 固定資産税・都市計画税 住宅用地特例の適用</b></p> <p>固定資産税補完システムデータを基に、土地と家屋の地番をマッチングし、土地が住宅用地特例を受けており、家屋の用途が非住宅（店舗、工場、病院等）となっているイレギュラーな組み合わせ（登録されている筆のうち0.35%）からサンプルを抽出し、住宅用地特例の適用状況を検討したところ、住宅用地特例を適用すべきでないと思われる土地に対して住宅用地特例を適用しているものが発見された。課税の公平性の観点から、本包括外部監査で実施したような固定資産税補完システムデータを利用した土地と家屋の組み合わせによる調査手続を実施する必要がある。なお、固定資産税は大量の物件を基に課税する制度であり、現状のシステム登録状況では土地と家屋の紐付けが不完全なことから、システムで機械的に潜在的な課税誤りや登録誤りを発見・是正するような事務手続やチェック体制を早急に整備し、定期的の実施することが必要である。</p>	<p>本市の固定資産税の土地と家屋の賦課業務については、台帳管理するための「固定資産税補完システム」と、現況などを確認するための「地図情報システム」を組み合わせで行っております。今回指摘のありました課題については、両方のシステムデータの不一致などを全般的に把握する仕組みの構築について検討いたします。また合併地域を中心に総合的な図面適正化及び課税台帳整理を計画的に進めてまいります。  <b>【検討中】</b></p>	<p>令和2年度から令和4年度にかけて固定資産税補完システムを抜本的に刷新するシステム開発に着手する準備を進めており、その際に紐付された土地と家屋のデータを利用し、住宅用地の特例を機械的にチェックできる仕組みの構築を計画しています。今年度は、その開発の基本計画の作成に着手しております。</p> <p>また、土地と家屋のデータを紐付するための総合的な図面適正化等については、膨大な作業量であることから作業地域を区分し、年次的に進めていき、今年度から着手いたします。  <b>【方針決定】</b></p>
68	資産税課 資産評価課	<p><b>意見 No.7</b>  <b>Ⅱ 各市税</b>  <b>5 固定資産税・都市計画税 用途非課税適用除外時における調査の十分性</b></p> <p>用途非課税の固定資産に関しては具体的な用途・目的がわかるように固定資産税補完システムに登録することが望ましい。</p>	<p>現在、非課税以外の特記事項については、別途常用文書として管理しており、固定資産税補完システムの備考区分に登録してあります。</p> <p>今後は、用途非課税についても、常用文書として保管するとともに、システム入力など、運用の見直しを行います。  <b>【検討中】</b></p>	<p>平成27年度異動分より固定資産税補完システムに用途に応じた非課税コードを入力しており、更に、平成31年度より、詳細を具体的に残す必要がある場合にはシステムの備考区分に入力するようになっています。</p> <p>令和元年10月より、用途非課税申告書を常用文書に変更し保管することで、非課税内容を随時確認できるようにしました。  <b>【措置済み】</b></p>
70	資産税課	<p><b>指摘事項 No.17</b>  <b>Ⅱ 各市税</b>  <b>5 固定資産税・都市計画税 固定資産税補完システムへの登録</b></p>		

72	資産税課	<p>課税対象となる土地が固定資産税補完システムに非課税として登録されていた。当該事案は全額減免対象となることから、結果として課税漏れは生じていないが、固定資産税補完システムへの登録は現況に合わせて適切に登録すべきである。</p>	<p>平成 30 年度に対象物件の精査及び現地調査を行い、平成 31 年度から、現況に合わせて非課税物件と減免対象物件を区分し、固定資産税補完システムへ適切に登録いたします。 (対応方針 2)</p>	<p>平成 30 年度に対象物件の精査及び現地調査を行い、令和元年度から、現況に合わせて非課税物件と減免対象物件を区分し、固定資産税補完システムへ適切に登録しています。 【措置済み】</p>
74	資産税課	<p><b>意見 No.10</b> <b>II 各市税</b> <b>5 固定資産税・都市計画税</b> <b>固定資産税（償却資産）の調査</b></p> <p>新潟市においては、固定資産税（償却資産）の未申告事業者及び過少申告事業者を捕捉するために税務署調査を実施しているが、税務署調査の調査項目に課税標準が免税点を超える事業者に対する過少申告調査が含まれていない。ある程度の規模が大きい事業者が意図的に過少申告を行っていたとすれば、その影響額も大きくなると考えられるため、課税標準が免税点を超える事業者に対しても過少申告調査を実施することが望ましい。</p> <p>過少申告事業者の調査は実地調査によることが最も有用な調査方法と考えられるが、闇雲に実地調査を実施することは効率的ではないため、まずは税務署調査での調査項目に加えることや事業者に対し固定資産台帳の提出を求め、過少申告調査を机上で行うことが有用と考えられる。</p>	<p>償却資産の過少申告調査について、今後の税務署調査から、免税点以上の事業所も調査対象に加え、実施してまいります。 (対応方針 2)</p>	<p>償却資産の過少申告調査について、平成 30 年度の税務署調査から、免税点以上の事業所も調査対象に加え、実施しました。 今後も継続的に対応してまいります。 【措置済み】</p>
75	資産税課	<p><b>意見 No.11</b> <b>II 各市税</b> <b>5 固定資産税・都市計画税</b> <b>固定資産税（償却資産）の申告書未提出事業者への対応</b></p> <p>一定期間申告書の提出がない事業者に対しては実地調査を行うなど、課税漏れが生じないような対応が望まれる。</p>	<p>平成 28 年度時点で 3 か年度未申告の個人、法人のうち、その後も未申告となっているものについて、平成 30 年度に実地調査を行います。 (対応方針 2)</p>	<p>平成 28 年度時点で 3 か年度未申告の個人、法人のうち、その後も未申告となっているものについて、平成 30 年度に実地調査を行いました。 今後も継続的に対応してまいります。 【措置済み】</p>
75	資産税課	<p><b>指摘事項 No.18</b> <b>II 各市税</b> <b>5 固定資産税・都市計画税</b> <b>実地調査の未実施</b></p> <p>「償却資産実地調査要領」において、企業区分ごとに調査計画を立てて実地調査を行う旨を規定しているが、新潟市において調査計画は作成されておらず、実地調査は</p>	<p>平成 30 年度に調査計画を策定し、上述した申告書未提出事業者を対象として、固定資産台帳の提出調査の後、実地調査、実地指導を行います。</p>	<p>平成 30 年度に調査計画を策定し、上述した申告書未提出事業者を対象として、固定資産台帳の提出調査の後、実地調査、実地指導を行いました。</p>



82	市民税課	<p>実施されていない。「償却資産実地調査要領」に従い、調査計画を作成し、実地調査を実施すべきである。</p> <p>なお、調査計画の作成に際しては人的資源に限りがあることから、機械的に調査先を選定するのは効率的ではなく、課税の公平性の観点から実地調査が必要と認められる事業者を調査対象とすることが望まれる。</p> <p><b>意見 No.13</b>  <b>II 各市税</b>  <b>6 軽自動車税</b>  <b>賦課期日直前に廃車登録を行った車両の同一納税義務者又は親族による再登録</b></p> <p>軽自動車税の納税義務を不正に回避する方法として、賦課期日以前に廃車登録を行い、賦課期日以降に交付申請を行うことが想定される。このような場合には、市民税オンラインシステム上、警告が表示されるようシステム対応を行うとともに、交付申請を認めるか否かに関する合理的な理由の基準を明確にすることが望まれる。</p>	<p>(対応方針2)</p> <p>【検討中】</p> <p>軽自動車税の納税義務を不正に回避する事を防ぐため、平成31年度末までにシステム改修を検討するとともに、申請可否の判断基準を定めます。 (対応方針1)</p> <p>【検討中】</p>	<p>今後も継続的に対応してまいります。</p> <p>【措置済み】</p> <p>令和元年10月に、軽自動車税の納税義務を不正に回避する事を防ぐため、申請可否の判断基準をマニュアルに決めました。また、システム改修について検討しましたが、予算を確保できず改修できませんでした。</p> <p>【方針決定】</p>
83	市民税課	<p><b>指摘事項 No.21</b>  <b>II 各市税</b>  <b>6 軽自動車税</b>  <b>納税通知書返戻先に対する対応方針</b></p> <p>新潟市として軽自動車税の納税通知書の返戻先に対する調査方針が定められていないことから、各センターでの調査の方法が統一されていない。また、調査の経過及び結果の記載が不十分な返戻先が多数ある。</p> <p>新潟市において調査方針が定められていないことから、調査基準の設定を行う必要がある。また、担当者は調査の経過及び結果を十分に記載するとともに、上席者は十分な手続が行われたかという観点からレビューを行い、調査の実効性を高める必要がある。</p>	<p>軽自動車税納税通知書の返戻先に対する調査について、平成30年度中に、事務処理の流れを見える化し、適時に上席者に報告を行うルールを定めるなど、上席者が業務の進捗状況を把握、コントロールできる体制を構築いたします。 (対応方針1)</p> <p>【検討中】</p>	<p>令和元年10月に、軽自動車税納税通知書の返戻先に対する調査について、調査方針を定めました。また、新たに調査結果をまとめた一覧表を作成し、上席者に報告するルールもマニュアルに決めました。</p> <p>【措置済み】</p>
84	市民税課	<p><b>意見 No.14</b>  <b>II 各市税</b>  <b>6 軽自動車税</b>  <b>未申告者に対する調査方針</b></p> <p>軽自動車税の未申告者の調査方針が定められておらず、未申告者の調査を実施していない。原動機付自動車の販売取扱店との連携を行うなどにより所有者を把握し、システム上、未申告者を捕捉するな</p>	<p>軽自動車税の未申告を防ぐため、平成30年度から、販売業者に協力を依頼するなどして、申告手続の必要性について周知に努めてまいります。 (対応方針2)</p>	<p>平成30年度に軽自動車税の未申告を防ぐため、申告手続の必要性を周知するためのチラシを作成し、販売業者に配布しました。</p> <p>また、今後も周知に努めてまいります。</p>

85	市民税課	<p>ど、人員が不足するなかでも効率的に未申告調査を行う方法を検討することが望まれる。</p> <p><b>意見 No.15</b>  <b>II 各市税</b>  <b>6 軽自動車税</b>  <b>農業用車両の登録促進</b></p> <p>農業用作業車は、未登録のまま使用し、課税漏れとなる可能性があると考えられる。新潟市としても、このようなケースによる課税漏れの可能性を把握しており、毎年開催されている「税理士会との連絡協議会」において、平成24年度より登録の指導を依頼している。</p> <p>今後は、JA等の販売業者との連携により、所有者の把握を行うなどさらなる対応が望まれる。</p>	<p>【検討中】</p> <p>農業用作業車の課税漏れを防ぐため、平成30年度から、販売業者に協力を依頼するなどして、申告手の必要性について周知に努めてまいります。  (対応方針2)</p> <p>【検討中】</p>	<p>【措置済み】</p> <p>平成30年度に農業用作業車の課税漏れを防ぐため、申告手の必要性を周知するためのチラシを作成し、販売業者に配布しました。</p> <p>また、今後も周知に努めてまいります。</p> <p>【措置済み】</p>
87	市民税課	<p><b>指摘事項 No.23</b>  <b>II 各市税</b>  <b>6 軽自動車税</b>  <b>回収した標識(ナンバープレート)の管理</b></p> <p>廃車の申告をした場合、標識(ナンバープレート)を市民税課等で回収しているが、新潟市として管理方針が定められておらず、盗難や紛失があっても把握することができない状況である。</p> <p>標識(ナンバープレート)の盗難や紛失を防止するため、新潟市として回収した標識(ナンバープレート)の管理方針を定め、適切に運用する必要がある。</p>	<p>標識(ナンバープレート)の盗難や紛失を防ぐために、平成30年度中に、回収した標識(ナンバープレート)の管理方法を見直し、新たに管理方針を定めます。  (対応方針1)</p> <p>【検討中】</p>	<p>平成31年4月に、標識(ナンバープレート)の盗難や紛失を防ぐために、管理方針をマニュアルに決めました。</p> <p>【措置済み】</p>
93	市民税課	<p><b>指摘事項 No.24</b>  <b>II 各市税</b>  <b>8 入湯税</b>  <b>特別徴収義務者の把握に関する調査手続</b></p> <p>入湯税の担当者は、入湯税の特別徴収義務者の把握に関する調査手続を行っているものの、新潟市として調査方針が定められておらず、調査結果も文書として残っていない。どのような調査手続を実施するかルールとして定めるとともに、調査の経過及び結果を文書としてまとめ、上席者がレビューするといった体制を構築することが必要である。</p>	<p>入湯税の特別徴収義務者の把握に関する調査について、平成30年度中に、事務処理の流れを見える化し、適時に上席者に報告を行うルールを定めるなど、上席者が業務の進捗状況を把握、コントロールできる体制を構築いたします。  (対応方針1)</p> <p>【検討中】</p>	<p>平成31年4月に、入湯税の特別徴収義務者の把握に関する調査について、新たに調査報告書を作成し、上席者に報告するルールをマニュアルに決めました。</p> <p>【措置済み】</p>

109	納税課	<p><b>指摘事項 No.26</b>  <b>Ⅲ 収納及び滞納整理事務</b>  <b>3 個別検出事項</b>  <b>交渉経過記事への記載の網羅性の確保</b></p> <p>滞納整理事務においては、滞納債権の回収が長期化し、債権の発生から消滅に至るまでに担当者の交代が複数回発生することもある。そのため、「交渉経過記事」は担当者間の円滑な引継という観点から重要な文書であり、滞納者との交渉の経過及び結果はもちろん、交渉過程における重要な意思決定及びその理由を漏れなく正確に記録すべきである。</p>	<p>交渉経過記事への記載の網羅性が確保できるよう、記載必須項目を見直し、担当者間の円滑な引継に努めてまいります。  (対応方針1)</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>平成30年2月に交渉経過記事への記載の網羅性が確保できるよう、記載必須項目を定め、実施しています。引き続き、的確な記録に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
113	納税課	<p><b>意見 No.18</b>  <b>Ⅲ 収納及び滞納整理事務</b>  <b>3 個別検出事項</b>  <b>適時・適切な催告手続の実施</b></p> <p>滞納発生後、どのような場合に、どのようなタイミングで電話や臨戸による催告を行うかという方針を明確にし、当該方針に基づき各担当者が催告を行う体制を整備することが望ましい。</p>	<p>新たな滞納者には早期の文書催告が有効であり、現年度分滞納者には滞納整理事業計画に基づき文書催告、電話催告を実施しています。  長期滞納者や無反応者に対する滞納整理についても、滞納整理事業計画に対応方針を具体的に盛り込み、催告のほか預金差押などにより反応を喚起することといたします。  (対応方針1)</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>平成30年5月に滞納整理事業計画に対応方針を具体的に盛り込み、統一的な基準により催告を行っています。また、平成31年4月に滞納年数により担当者を定めるなど組織体制を見直しました。引き続き、効率的・効果的な手法による滞納整理を進めていくこととします。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
128	ICT政策課	<p><b>指摘事項 No.37</b>  <b>Ⅳ 税務システム</b>  <b>2 個別検出事項</b>  <b>情報システム管理手順の整備</b></p> <p>情報システムの運用保守に関するルールが定められていない。試行版として「新潟市ICT業務実施にかかる運用保守基準書」は作成されているため、正式なルールとして定める必要がある。</p>	<p>試行版としている「新潟市ICT業務実施にかかる運用保守基準書」について修正を加え、平成30年度末までに正式版といたします。  (対応方針1)</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>平成30年9月に総務省からセキュリティポリシーに関するガイドラインの改定が示され、本市のポリシーも現在見直しを進めています。  また、本市のICTに関する最上位規程である「新潟市情報通信技術の活用に関する規程」を平成31年4月1日に施行いたしました。これらの規程と不整合のない基準書とするための修正作業を行っており、令和元年度末までに正式版といたします。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
128	税制課 ICT政策課	<p><b>指摘事項 No.38</b>  <b>Ⅳ 税務システム</b>  <b>2 個別検出事項</b>  <b>個人情報の管理</b></p> <p>情報系端末について、USBの利用ができないよう制限を行うことが</p>	<p>情報系の税務システム利用端末におけるUSB利用につい</p>	<p>情報系端末におけるUSB利用について、全庁的な取扱いを検討し</p>

		<p>望まれる。また、業務上USB の利用が必要な場合は、指紋認証やパスワード設定などのセキュリティ対策が行われているUSB のみ利用可能とする設定が必要である。</p>	<p>て、平成 30 年度に、現状のシステム業務の運用を整理したうえで、平成 31 年度より、指紋認証やパスワード設定などのセキュリティ対策が行われている USB のみ利用とする運用を順次開始してまいります。 (対応方針 1)</p>	<p>ている中、先行して税部門でパスワード設定などのセキュリティ対策が行われている USB のみ利用とする運用を令和 2 年 1 月以降開始いたします。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
129	税制課 ICT 政策課	<p><b>指摘事項 No.39</b> <b>IV 税務システム</b> <b>2 個別検出事項</b> <b>情報システム最適化計画のプロジェクト管理</b> 「新潟市情報システム最適化計画」の市税業務に関するシステムの再構築についてプロジェクト計画書が作成されていない。プロジェクトのゴールやスケジュール、プロジェクト体制図等をプロジェクト計画書としてとりまとめる必要がある。</p>	<p>「新潟市情報システム最適化計画」の実施に合わせ、市税業務に関するシステムの再構築（刷新）方針の検討を進めてまいります。 プロジェクトとして具体的な実行段階に至った際には、プロジェクト計画書を作成し、適切な進行管理に基づいた事業実施を行うことといたします。 (対応方針 3)</p>	<p>令和元年 7 月 2 日付けで次期税システム基本計画策定業務のプロジェクト計画書を作成し、税業務に関するシステムの再構築に向けて事業を実施しております。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
129	税制課 ICT 政策課	<p><b>意見 No.23</b> <b>IV 税務システム</b> <b>2 個別検出事項</b> <b>情報システム最適化計画のプロジェクト管理</b> 「新潟市情報システム最適化計画」に則り市税システムの再構築を検討し、継続的に市税業務効率化を推進するため、税務部門におけるシステム最適化を統括する部署等の設定が望まれる。</p>	<p>プロジェクトの実行段階において、税務部門におけるシステム最適化を統括する部署の設定について検討いたします。 (対応方針 3)</p>	<p>令和元年 7 月 2 日付けで次期税システム基本計画策定業務のプロジェクト計画書を作成し、税務部門の統括部署として税制課を設定し、事業を実施しております。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>

※措置欄に記載の【措置済み】，【方針決定】について

【措置済み】は、外部監査人の指摘や意見について、必要な措置が実施されたこと、

【方針決定】は、外部監査人の指摘や意見について、措置方針が決定していること、を示しているもので、監査委員事務局において追記したものです。